

## 武蔵野プレイス（仮称）専門家会議傍聴基準

（趣旨）

第1条 この基準は、武蔵野プレイス（仮称）専門家会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、申込順で20人とする。ただし、会議の委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めたときは、定員を超えて傍聴させることができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催日の前日までに、住所、氏名、連絡先電話番号を明らかにした上で、企画政策室企画調整課に申し込むものとする。

（傍聴席以外の入場禁止）

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章その他これらに類する物を着用している者
- (4) ラジオ、拡声器、マイク、旗、プラカードその他の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員長が会議の運営上支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、発言したり騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの基準に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この基準は、平成18年7月31日から施行する。